

乳児等通園支援事業 事業実施に係る認可審査表 幼保連携型認定こども園

1 基本事項

名 称	幼保連携型認定こども園ひまわり保育園					
所 在 地	青森県八戸市小中野三丁目 3 番 5 3 号					
設 置 者	社会福祉法人静栄会		代 表 者	理事長 吉島 正信		
事業開始時期	令和 7 年 1 1 月 1 日					
認可定員 (利用定員)	1 号認定	2 号認定	3 号認定	1 ・ 2 歳児	0 歳児	合計 (人)
	1 5	4 5	2 5	2 0	5	8 5

2 認可基準

項目	基準等内容			申請内容		適・否
(1) 職員配置						
園長	1 人 (資格要件) ・教諭免許及び保育士資格を有し、 教育又は児童福祉の職に 5 年 以上ある ・同等の資質を有する者			園長：土屋 隆治 保有資格： 社会福祉主事 勤務経験： 施設長として 6 年 5 か月在職 (令和 7 年 8 月現在)		適
保育教諭	(配置基準)					適
		年齢	配置基準	児童数	必要配置数	
	①	0 歳児	× 1/3	5 人	① 1.6 人	
	②	1・2 歳児	× 1/6	20 人	② 3.3 人	
	③	3 歳児	× 1/15	22 人	③ 1.4 人	
	④	4・5 歳児	× 1/25	38 人	④ 1.5 人	
	⑤ 2・3 号 90 人以下は 1 人加配			⑤	1 人	
	⑥ 保育標準時間認定児童を受け入 れる場合は 1 人加配			⑥	1 人	
	⑦ 主幹保育教諭等を 2 人配置			⑦	2 人	
				①～⑦ 計	12 人	
			実配置 (常勤換算)	18.4 人		
			(実人員	20 人)		
(資格要件) ・幼稚園教諭免許及び保育士資格 ・令和 11 年度まで経過措置あり			資格保有者 19 人			
調理員	(配置基準) ・2・3 号 40 人以下：1 人 ・41 人以上 150 人以下：2 人 ・151 人以上：3 人 (1 人非常勤)			実配置 (常勤換算) 2.8 人		適

項目	基準等内容	申請内容	適・否
学校医	配置	委嘱済	適
学校歯科医	配置	委嘱済	適
学校薬剤師	配置	委嘱済	適
(2) 学級編制			
学級	・ 満 3 歳以上は学級を編制 ・ 1 学級 35 人以下	学級数：3 35 人を上回る学級：なし	適
学級担任	各学級に専任の保育教諭 1 人以上	学級担任数：6 人	適
(3) 設備			
園舎	面積 ①・ 1 学級：180 m ² ・ 2 学級以上： $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2) \text{ m}^2$ ②満 3 歳未満の乳児室、ほふく室 及び保育室の基準面積 → ①と②の合算 ・ 既存施設からの移行特例あり	基準面積：481.05 m ² 保有面積：514.44 m ² 移行特例の適用：なし	適
園庭	面積 ①保育所基準：満 3 歳以上 $\times 3.3 \text{ m}^2$ ②幼稚園基準： ・ 2 学級以下： $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$ ・ 3 学級以上： $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$ ③ 2 歳児 $\times 3.3 \text{ m}^2$ → ①と②のいずれか大きい方と ③の合算 ・ 既存施設からの移行特例あり	基準面積：433.00 m ² 保有面積：538.00 m ² 移行特例の適用：なし	適
設備	・ 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 ・ 満 3 歳以上の保育室は学級数を下回らない	必要な設備：あり 設備兼用の状況：なし 満 3 歳以上の保育室：3 学級数：3	適

項目	基準等内容	申請内容	適・否
	乳児室： 満2歳未満の園児のうち ほふくしない園児×1.65 m ² ほふく室： 満2歳未満の園児のうち ほふくする園児×3.3 m ² 保育室又は遊戯室： 満2歳以上×1.98 m ²	乳児室 ・基準面積：0 m ² ・保有面積：0 m ² ほふく室 ・基準面積：41.25 m ² ・保有面積：69.06 m ² （乳児室兼ほふく室） 保育室又は遊戯室 ・基準面積：138.60 m ² ・保有面積：174.42 m ²	適
（４）運営			
実施日時	・こども1人当たり月10時間を上限	平日（月曜日～金曜日） 9:00～17:00	適
給食	自園調理（ただし満3歳以上については外部搬入可能）	自園調理	適
教育及び保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく全体的な計画及び指導計画の策定	策定済	適
（５）欠格要件			
申請者	下記欠格事由に該当しないこと ・福祉、学校教育、労働関係法令の規定による罰金刑 ・認可取消日又は廃止認可日から5年を経過しない者 ・認可申請前5年以内に教育・保育に関し不正等を行った者	非該当	適
法人役員又は園長	上記と同様の欠格事由に該当しないこと	非該当	適